



岩国市屋外広告物等に関する制度概要（案）について

1 現状と課題

(1) 現状

- 本市の屋外広告物行政は、「岩国市景観計画」で景観形成基準(定性的)として定められた基準と山口県屋外広告物条例(定量的)に基づき進められてきました。
- 県条例では屋外広告物法に基づき、屋外広告物を設置してはいけない地域や場所、一定の規模以上の屋外広告物を設置・表示するには許可が必要なこと、安全点検の義務などが定められています。
- 令和2年度からは、市民に身近な自治体として県条例の許可申請事務の権限が山口県から岩国市に移譲され、山口県屋外広告物条例を運用しています。
- 一方、山口県が条例を運用している時から、県道・国道沿い等の多くの屋外広告物が未申請の状態となっていることから、適正な安全点検が行われているか把握できていません。

- 屋外広告物等は「岩国市景観計画」と「山口県屋外広告物条例」により運用している
- 屋外広告物等の未申請が多いため、適正な安全点検が行われているか不明

(2) 課題

● 岩国城下町地区にふさわしい屋外広告物の定量的な基準の必要性

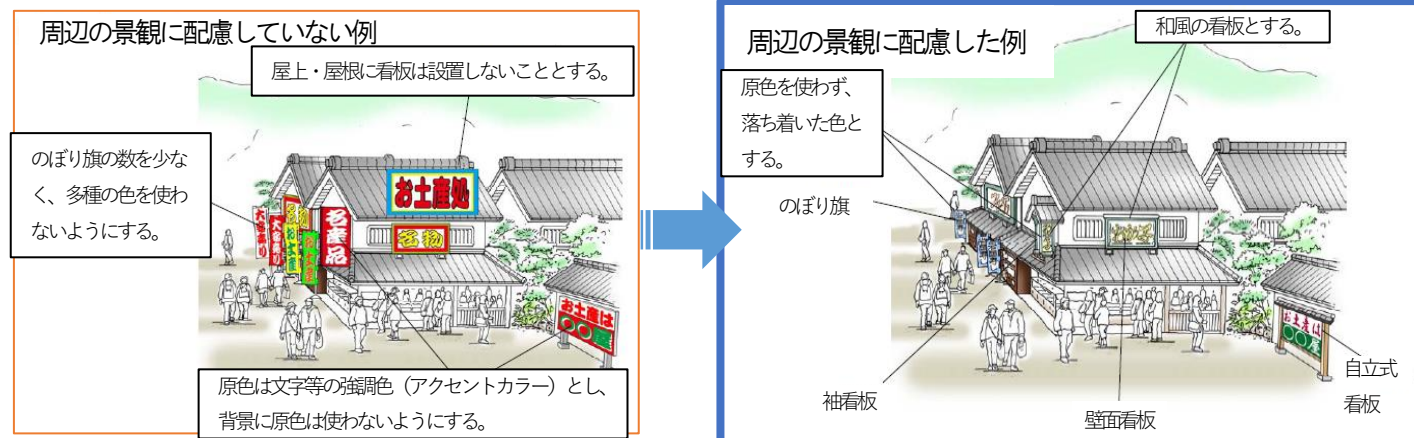
錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組の一つとして、岩国城下町地区(重要文化的景観区域内)の屋外広告物について県条例よりもきめ細やかな定量的な基準を設定し、より実効性のある制度が必要となります。

● 適正な安全点検の必要性

安全点検が義務化されていますが、未申請の物件が多いため、適切な点検がされているかどうかよくわからない。

2 岩国市景観計画 — 横山地区景観形成ガイドライン —

岩国市景観計画では、「周辺の景観に配慮した看板」の例として、次のようなイメージを紹介しています。



※屋外広告物法の第6条には「条例を定める場合は、景観計画に即して定める」旨が規定されています。

3 岩国市屋外広告物等に関する規制方針案

● 岩国城下町地区にふさわしい独自の条例を制定する

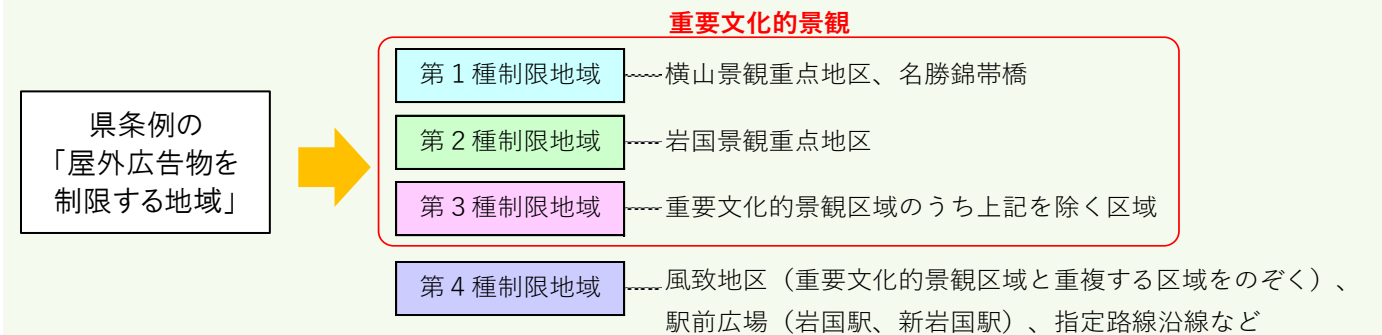
錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、岩国城下町地区(重要文化的景観区域内)の屋外広告物を景観形成基準に即したものに誘導していくために、具体的な基準を盛り込んだ独自の条例の制定を目指します。

● 安全性を担保する取組を推進する

屋外広告物制度の周知や是正指導の徹底を図り、広告主や屋外広告業者の意識醸成を促し、申請率の向上を目指し、適切な安全点検が行われるようにします。

4 岩国市屋外広告物等に関する条例（素案）のフレーム

県条例の「屋外広告物を制限する地域」は1種類しかいないため、地域の特性に応じた4種類の「制限地域」に細分化し、きめ細やかな景観誘導を行います。



5 自家用広告物の主な基準（案）について

地区の特性に応じた区域区分	岩国市景観計画
	横山重点地区
	岩国重点地区
	一般地区(重要文化的景観区域内)
	一般地区(上記以外)

山口県屋外広告物条例
禁止地域(※)
指定なし (錦川沿道は許可地域)
禁止地域(※)

※禁止地域であっても、自家用
広告物等は表示できます。

岩国市屋外広告物等に関する条例(素案)			
第1種制限地域	—	—	—
—	第2種制限地域	—	—
—	—	第3種制限地域	—
—	—	—	第4種制限地域

屋外広告物の基準	景観形成基準
総量 (1事業所当たりの 表示可能上限)	(基準なし)
申請不要で表示で きる面積	—
色彩	【共通】岩国城下町の文化的景観を継承 【横山】和風のたたずまいを基本とする 【岩国】地区のまちなみと調和する
自立式広告物 (野立て)	・自立式看板を設置する場合には、周辺のまちなみと の調和に配慮した高さ、形態、意匠とすること(※横山 地区は風致地区条例で10m以下) ・地区のまちなみと調和する12m程度を限度とす こと(岩国重点地区のみ)
屋上広告物	・屋上及び屋根面には設置しないこと
イルミネーション、ネ オンサイン又はこれ らに類するもの	・電飾看板は、使用しないこと

県条例施行規則	
(基準なし)	
【禁止地域】5㎡以下 【許可地域】10㎡以下	
・都市の環境に調和するもの ・自然美に融和し、周囲の景 観をそこなわないもの	
面積	(基準なし)
高さ	15m以下
個数	(基準なし)
高さ	地上から物件の上 端までが46m以下
その他	建築物の壁面から 突き出さない
その他	・電球、ネオン管等 は、原則露出不可 ・点滅速度は、ゆるや かなもの

市条例施行規則(素案)			
10㎡以下	20㎡以下 (敷地面積による緩和措置あり)	30㎡以下	(基準なし)
5㎡以下	10㎡以下		5㎡以下
蛍光色・金銀色・光沢のあるものは使用禁止			
地色:Y(黄)・YR(オレンジ)系は彩度8以下、それ以外は彩度4以下(*写真、和風の暖簾は除く)	地色:Y(黄)・YR(オレンジ)系は彩度8以下、G(緑)・GY(黄緑)B(青)・BG(青緑)系は彩度7以下、それ以外は彩度4以下(*写真、和風の暖簾は除く)		周囲の景観と調和する落ち着いた色のある色彩を基調とする
1面5㎡以下	1面10㎡以下		(基準なし)
10m以下(建築物の高さが10m未満の場合は、建築物の高さを超えないこと)	10m以下		15m以下
1事業所当たり1個			(基準なし)
設置禁止			地上から物件の上端までが46m以下
—	(※下屋等に設置し、大棟を超えないもので、高さ3m以下のものは設置可能)		建築物の壁面から突き出さない
(※光源に色彩をつけない内照式・外照式のものは設置可能)			・電球、ネオン管等は、原則露出不可 ・点滅速度は、ゆるやかなもの

6 経過措置期間

- 市条例施行日の時点で 新たな基準に
適合しなくなる既設の広告物(既存不適
格広告物)については、撤去等が必要に
なります。(支援制度検討中)
- ただし、財産権の保護の観点も踏まえ、
市条例施行後、最長6年間の経過措置
期間を設けます。

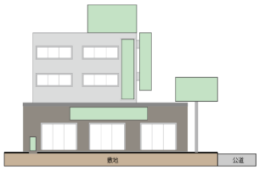
7 (申請不要で表示できる屋外広告物の例)

- 選挙運動や政治活動のため
に使用する広告物
- 自己の管理する土地等に管理
上の必要に基づき表示する広
告物



【用語説明】 「自家用広告物」と「一般広告物」

- 自家用広告物
自己の氏名・名称や
事業内容を自己の住
所や事業所・営業
所・作業所等に表示
するもの



- 一般広告物
自己の店舗・敷地以
外の場所に、自己の
名称や事業内容な
どをPRするために表
示するもの

